

「平成31年度（2019年度）緑の少年団育成業務委託」 企画提案募集要領

佐賀県緑の少年団連絡協議会では、県内の緑の少年団（以下「少年団」という。）の団員や指導者を対象に、野外活動を通じて相互の交流を図るとともに、自主性及び協調性を養い、環境緑化・美化活動に積極的に参加する意識を醸成し、緑化の推進に資することを目的に「緑の少年団育成交流大会」並びに「緑の少年団活動発表大会」を開催することとしております。

今回、当該業務を実施できる法人を募集します。

1 委託名称

平成31年度（2019年度）緑の少年団育成業務委託

2 業務内容

業務内容は次のとおりとします。

(1) 「緑の少年団地区交流大会」の開催

県内の緑の少年団を3地区に区分し、委託期間内に各地区1回ずつ交流活動を開催する。

(2) 「緑の少年団県交流大会（緑の探検学習会）」の開催

県全域の少年団の各代表を対象に委託期間内に1回交流大会を開催する。

(3) 「佐賀県緑の少年団活動発表大会」の開催

「緑の少年団県交流大会（緑の探検学習会）」の開催に併せて、各地区の緑の少年団の代表による活動発表会を開催する。

3 業務の詳細

業務の詳細は、別添「特記仕様書」及び「積算書」参照。

業務の実施に当たっては、県内の多くの緑の少年団が楽しく、安全に参加できるように努めることとします。

4 委託期間

（契約の日）～令和2年（2020年）3月19日

5 委託費

2,023,846円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限額とします。

※社会情勢の状況によって消費税及び地方消費税の税率が延期された場合には変更契約を行うものとする

6 委託業者の資格要件

委託業者は、次の各号に掲げる要件すべてを満たす者としてします。

(1) 佐賀県内に事務所を置き、森林インストラクターを有するNPO法人

(2) 本業務の趣旨を十分に理解し、法人の定款、規約等に照らして、業務内容を確実に実施できる事業者

- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていない事業者
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない事業者

7 募集期間及び申請方法

下記の必要書類を平成31年4月26日(金)から令和元年(2020年)5月10日(金)までに協議会事務局まで持参または郵送にて1部提出してください(期間内必着)。なお、提出された書類は原則として返却しません。

- | | |
|--|----------|
| <input type="checkbox"/> 企画提案申請書 | ・・・別添様式 |
| <input type="checkbox"/> 企画提案書 | ・・・【様式1】 |
| <input type="checkbox"/> 見積書 | ・・・【様式2】 |
| <input type="checkbox"/> 法人に関する調書 | ・・・【様式3】 |
| <input type="checkbox"/> 誓約書 | ・・・【様式4】 |
| <input type="checkbox"/> 定款、規約等 | |
| <input type="checkbox"/> 直近1事業年度の同種業務の実績 | |

8 委託業者の選定方法

審査委員会を開催し、提出された申請書類を下記の審査項目に基づいて審査し、資格要件に適合した団体を選定します。

- (1) 企画性：緑の少年団が楽しく安全に参加できる企画であるか
- (2) 創造性：地域の特性などを活かし、創意工夫された企画であるか
- (3) 実現性：業務の確実な実施が期待できる法人であるか
- (4) 目的の整合性：緑化の推進及び普及啓発の効果を期待できるか
- (5) 費用の妥当性：見積金額が業務に見合った経費で積算されているか

9 選定結果の通知

選定結果は、審査委員会終了後決定者にのみ通知します。

《提出先・お問合せ先》

佐賀県緑の少年団連絡協議会事務局（担当：田崎、大神）

郵送・持参先住所：〒840-8570 佐賀市城内1-1-59

佐賀県 農林水産部 森林整備課内

TEL：0952-20-2124 FAX：0952-25-7312

E-mail：midori-jimukyoku001@beach.ocn.ne.jp

URL： <http://www.sagamidorinokikin.com/>（←申請様式をダウンロードできます）